

## 「労働委員会委員」になって

労働者委員 村屋 高広

私は、約2年半前に組合専従になり、連合鹿児島役員の役員もしながら、今回機会があり平成29年9月1日付けで労働委員会委員に任命されました。平成29年9月12日に開催された労働委員会総会に初めて参加し、まずは専門的な知識が必要である事を痛感し、現在日々、鹿児島県労働委員会事務局から頂いた資料を読みながら勉強をしているところであります。

最近、読んだ資料の中で、各ハラスメントでの相談件数が著しく増加し、労働相談の主役になっているという記事がありました。当然、私も組合専従をしていますので毎月様々な相談を受けます。その中でパワーハラスメントに対する相談もあります。このパワーハラスメントで一番多いのは「加害者側を許せないという気持ちだが、矢面に立って自らがパワハラを追求するところまではできない、何とかしてほしい」という相談内容です。また、「組合として対応して頂く際は、どこの誰が相談したかわからないように対応してほしい」と言われます。パワハラの問題ですから、相談者は「恐怖」を抱えていることも理解できますので慎重に対応します。多くの場合が組合として改善を求めればパワハラはなくなりますが、また再発するケースも見られます。この間、パワーハラスメントに対して思うことは、加害者側に罪の意識がないことに憤りを感じます。あらためてパワーハラスメント撲滅に向け労働委員会委員としてできる事を考えていかなければならないと痛感しています。

もう一つ、最近よく聞く「働き方改革」についてであります。この中に「時間外労働の上限規制」があります。言葉の通り時間外労働が規制されることでワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）にもつながりいいことだと思います。しかし、教職員は時間外労働の上限規制の「例外」となりました。以前に、報道で耳にしましたが、日本の教職員の労働時間は、調査に参加した国・地域で最長であり、過労死基準の月100時間以上働く教員は小学校で5割を超え、中学校では8割に近いというデータもあります。この状況でなぜ、教職員は時間外労働の上限規制の「例外」になるのでしょうか。ある教職員の方に話を聞いてみると、学校現場は過労死基準に当たる月100時間以上働くのが「常識」になっている、どれだけ働いても残業代は0円と言われました。これでは教員に残業代を支払う必要がなくなり、いくらでも仕事を増やすことができることとなります。「働き方改革」という言葉は非常に良いイメージに聞こえますが多くの課題が残されています。労働組合の専従者として、さらには労働委員会委員の立場としても目を離せない改革だと思います。

先ほどワーク・ライフ・バランスという言葉を使いましたが、最近余暇の使い方について感じていることがあります。私は労働組合の専従をしておりますので余暇は多くありま

せんが、一般に働く方々に余暇について聞くと、自分の趣味に使う、好きなことをする等、様々な答えがかえってきます。私も定年まであと約10年、定年退職すれば毎日が日曜日、すなわち余暇であります。今はこれと言って趣味もなく、10年後の事を考える余裕もありませんが10年後は必ずやってきます。様々な事にチャレンジしたい気持ちはあってもなかなかその一歩が踏み出せない自分もいます。チャレンジ精神で何事にもぶつかり充実した10年を過ごし、退職後につなげられればと考えています。

最後に今回、この「労働委員会委員」という重責を務める決意をした理由は、誰かがしなければならなかったことでもあります。あと定年まで約10年、経験することのない事をやってみたいと思ったのも事実であります。今後は労働組合の専従役員、そして労働委員会委員として労働相談を対応させていただきながら、一つでも多くの課題を解決していけるように努力してまいります。